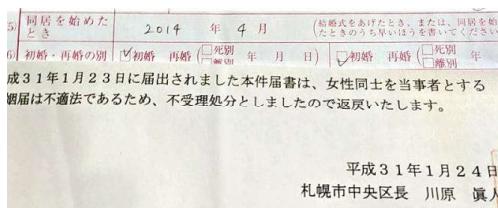




夕食後、愛猫を囲んでくつろぐ
中谷衣里(右)と千恵(仮名)=昨
年12月中旬、札幌市内



提訴を前提に2人が区役所に提出した婚姻届の
下部。「女性同士を当事者とする婚姻届は不適
法」との紙が貼られ返送されてきた

同性婚訴訟(上)

女性同士 戻ってきた婚姻届

国は、民法や戸籍法の「夫婦」はあくまで男性と女性だとして、同性間の婚姻を認めないと明確に定めている。これは法の下の平等を定めた憲法に反するとの判断を引き出し、法律を変えて同性同士でも結婚できるようにする。そんな狙いだった。2人はぜひやらせてください」と同意した。

形の上では損害賠償の請求訴訟とするため、婚姻届が不受理になった事実が必要だった。2019年1月、2人は弁護士の付き添いで札幌市中央区役所に婚姻届を出しに行つた。すると、先に来た男女のカップルが窓口に婚姻届を出したところだった。付き添った親族らから「おめでとう」「良かったね」と声をかけられていた。誰にも祝福されない婚姻届を出す2人。その対比が悲しかった。

数日後、婚姻届は「不受理処分」との紙が貼られ、返送されてきた。(敬称略)

憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで 71

編集委員 渡辺秀樹

昨年12月中旬、肌を刺すような寒さの札幌の夜。暖房のよく効いたマンションの1室に中谷衣里(32)とパートナーが迎え入れてくれた。玄関のシューズラックには仲の良さを表すようにおぞろいのスニーカーがずらりと並ぶ。2LDKの部屋に設置された飾り棚やペットの猫が遊ぶためのキャットタワー、小上がりは日曜大作が得意なパートナーが手作りした。

パートナーは女性、千恵(37)＝仮名。一緒に暮らして14年になる。この日は仕事が休みだった千恵が買い物し、夕食用に豚の角煮とレンコンのきんぴらなどを作り、衣里が仕事から帰るのを待つて一緒に食べた。

2人の休みが合う日には共通の趣味の温泉旅行や食べ歩きをしに車で出かける。ふだんあまり話す時間がない分、1週間の出来事を語り合い、一緒に笑ったり、驚いたりする。

精神的にも経済的にも支え合っており、「男女の夫婦と何も変わらない生活」と2人は口をそろえる。

衣里が同性愛を自覚したのは中学2年の時。それまで友達が盛り上がる男子との恋愛話に興味が湧かなかつたが、テレビで見た宝塚歌劇団の俳優にファン以上の恋愛感情を抱いた。

「人にはいろいろなアイデンティティー(自己同一性)があり、自分はレズビアン」というアイデンティティーを大切にしたい。隠すこと

は友達にも自分にも不誠実と思い、高校入学

提訴を前提に2人が区役所に提出した婚姻届の

下部。「女性同士を当事者とする婚姻届は不適

法」との紙が貼られ返送されてきた

後に友達にカミングアウト(表明)した。する

とアクティング(本人の了解のない暴露)さ

れ、学年中にゴシップネタのように広まった。

女性からのラブレターが見つかって、両親に

説明した時は2人とも泣いて拒絶し、きょう

だいの発達に影響するからと口止めされた。

女性と交際しないよう登下校時に両親のどちらかが車で送り迎えし自宅に「軟禁」。母は

「思春期の気の迷い。じきに治るよ」と病気

のように言い、娘を啖している人物がいる

とみて、取り上げた携帯電話に着信履歴があ

る相手に深夜電話をかけ続けた。

「自分が自分でいられない。もう消えてしまいたい」。そんな思いに駆られている時に相談に乗ってくれたのが道内の会社員、千恵だつた。パソコンでインターネットの専用掲示板を見て知り合つた。衣里は優しくて家庭的な千恵にひかれた。衣里が親元を離れて札幌市の大学に進むと、千恵も札幌に移り、一緒に暮らすようになった。

「自分が自分でいられない」と病気

のようになると、娘を啖している人物がいる

とみて、取り上げた携帯電話に着信履歴があ

る相手に深夜電話をかけ続けた。

「自分が自分でいられない。もう消えてしま

いたい」。そんな思いに駆られている時に相談に乗ってくれたのが道内の会社員、千恵だつた。パソコンでインターネットの専用掲示板を見て知り合つた。衣里は優しくて家庭的な千恵にひかれた。衣里が親元を離れて札幌市の大学に進むと、千恵も札幌に移り、一緒に暮らすようになった。

「自分が自分でいられない」と病気

のようになると、娘を啖している人物がいる

とみて、取り上げた携帯電話に着信履歴があ

る相手に深夜電話をかけ続けた。

同性婚を認めないのは違憲一と初めての判断を示した裁判長の武部知子。「2年以内に判決する」の言葉どおり自ら判決を言い渡し、異動した=2021年3月17日、札幌地裁(代表撮影)



しかし、憲法14条（法の下の平等）についての朗読に入ると、トーンが変わった。
「異性愛者と同性愛者の違いは、人の意志によって選択・変更し得ない性的指向の差異でしかなく、いかなる指向を有する者であつても、享有し得る法的的利益に差異はない」。武部は平等の原則を指摘した後、込み上げる感情

憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで 73

編集委員 渡辺秀樹

第7部
14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない

12

同性婚訴訟（下）

裁判長 震える声で「憲法に違反する」

一審の違憲判決後、同性婚についての自説を変更した憲法学者がいる。立教大名譽教授の渋谷秀樹⁽⁶⁸⁾。戦後日本を代表する憲法学者故原部信喜（駒ヶ根市出身）の東大最後の門下生である。

控訴審の途中で中谷はさらに両親を説得した。「悪いことをして裁判になつているわけではない。名前を隠す意味はない」。これまでの「原生番号の番」「控訴人番号の番」ではなく実名で法廷に臨むことに両親は同意した。昨年10月末、中谷は十恵と並んで高裁最後の意見陳述をして涙ぐみながら訴えた。「同性カップルが結婚を選択できる権利に守られながら、この後の数十年の人生を2人で希望を持つて生きたい」。傍聴席には母の姿があつた。

高校生の時に両親に同性愛者であることをカミングアウト（表明）したものの受け入れてもらえなかつた中谷。一審が始まつてから、裁判の意味やなぜ原告になつたかなどをスラム式にまとめ、パソコンに映して両親に向いて説明した。2人とも泣いていたが、娘の真摯な姿に「同性と共に生きていく意志がここまで固いとは思わなかつた」と、初めて認めてくれた。母親は中谷と同居するパートナーの千恵(37)に「仮名」に宛てた手紙にこう書いた。「これからも衣里のことによろしくお願い」ま

札幌地裁の法廷。民事のベテランの裁判長武部知子(54)は、淡々と判決を読み始めた。「主文 厳吉らの請求をいずれも棄却する」と訴訟は、形の上では国に対する損害賠償請求。棄却されるのは原告弁護団もある程度、織り込み済み。重要なのは、判決の中でどのような憲法判断を示すか。それが改正を進めるきっかけになるからだ。主文に続く判決要旨朗読に原告弁護士・傍聴人が耳をそばだてた。

を抑えるかのように震える声でこう述べた。



法廷で自らも同性愛者であることを打ち明けた弁護士の加藤丈晴。「身近な人の問題であることを分かってもらいたかった」=昨年12月中旬、札幌市中央区



プラカードを抱え、第1回公頭弁論が開かれる札幌地裁に向かう原告の同性カップル=2019年4月、札幌市中央区

憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで

編集委員 渡辺秀樹

第7部 14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない

2019年2月14日のバレンタインデー。8都道府県の同性カップル13組が札幌・東京、名古屋、大阪の4地裁に一斉に提訴した。

性間の結婚を認めないのは、憲法が保障する婚姻の自由を侵害し、法の下の平等にも反する国に損害賠償を求める初の訴訟。連携する各地の原告代理人弁護団は、これを「結婚の自由をすべての人々」訴訟と名付け、同性婚の実現を目指す同名の公益団体法人を設立した。

その2ヵ月後、札幌訴訟の第1回公頭弁論。3組の原告の1人、中谷衣里(32)=意見陳述のため緊張した表情で札幌地裁の法廷に立っていた。この時はまだ本名を明らかにしておらず、呼び名は「原兎(ハムラ)6番」だった。

当時、同性の千恵(37)=仮名=と交際して12年。同居の暮らしぶり、法的な結婚ができることによる不利益や将来の不安を述べた後、こう訴えた。

「私たちの願いは、日本に数多くいるセクシュアルマイノリティ(性的少数者)の幸せの選択肢を増やすことにつながります。司法の判断が、多くの人々の将来を決定付けることをどうか忘れないでください」

衣里の心の内は複雑だった。「何で私はここに立っているのだろう。異性愛者なら結婚して将来を築いていくことに時間をかけられるのに、同性愛者というだけで裁判に労力を費やすなければならないなんて…」

裁判長の武部知子(54)=顔を上げて衣里の

目を見ていた。時折、うなずくしぐさをしたのが衣里の印象に残った。

武部は、期日外に当事者双方を交えて日程などを話し合う「進行協議」の初期に、「この事件は2年内にに裁判します」と宣言。異動前に自分が判決を言い渡す姿勢を見せた。

こうした積極的な訴訟指揮によって4地裁の中で最も早く審理が進み、翌2010年10月には最終の弁論期日を迎えた。ここで「告白」があつた。

原告弁護団(8人)を代表して意見陳述に立つた加藤丈晴(50)=国側が「異性愛者であつても同性愛者であつても異性との婚姻はできるので差別ではない」などと主張していることに対論。「詭弁(アバウト)ナーラーとのかけがえのない関係が公認されず、社会に受け入れられないことで日々、尊厳が傷つけられている」と非難した。

その後、「少し個人的な話をします」と前

置きして、自分が同性愛者であると初めて法廷で打ち明けたのだ。

加藤が同性愛を自覚したのは高校時代だった。悩み始めている時に衝撃を受けたのが「府中青年の家」事件だった。高校教員の父親が講読していた教育雑誌に載っていた。

1990年、東京都教育委員会が管理する社会教育施設「青年の家」で学習合宿した同性愛者の団体が、他の青少年の健全な育成に有害などの理由で次の宿泊利用を拒否された事件である。加藤は「自分の存在を否定されるよう激しい心の痛みを感じた」という。

この事件は裁判になり、97年、都側の対応は違法として損害賠償を認める判決が東京高裁で確定した。「行政立場は、少数者である同性愛者をも視野に入れたきめの細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されている」。この判決文を司法試験の勉強中に判例集で知った加藤は「勇気づけられ、同性愛者として生きいく自信を与えた」振り返る。

弁護士になった加藤は2016~17年、米国で性的少数者の人権について学ぶため、日弁連の制度を利用してニューヨーク大に留学した。15年に連邦最高裁が同性カップルの結婚する権利を認めた米国。ニューヨークのセントラルパークには、ウェディングドレス姿の同士、タキシード姿の同士で結婚写真を撮るカップルが日常的に見られた。

「同性愛者がクローゼットの中から出て行かないで、いないことにされてしまう」。帰國後、所属する法律事務所内でカミングアウト(表明)した。

代理人ながら自分のことを法廷でも表明したのは、口には出さなかつたが裁判官にこんな思いを伝えたかったからだ。(あなたが裁判しているのは、遠い所にいる一部の人たちの問題ではなく、ここにいたり、あなたの身近にいるかもしれない人の人権の問題。あなたの判断によってこの人たちの人生を左右することになる)

加藤は最終意見陳述を張りのある声で締めくづつた。

「ひの裁判は、誰もが自分らしく生きることを国から保障されるという意味で、全ての人の尊厳に関わる問題です」(敬称略)